

日 教 庶 第 1 4 3 号
令和7年(2025年)5月16日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫
(公印省略)

令和7年度第2回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第2号により、下記のとおり令和7年度第2回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)5月20日(火) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第9号 教育委員会職員の分限休職について
- 第10号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について
- 第11号 「日野市立学校の不登校総合対策」について
- 第12号 学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分について
- 第13号 日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定について
- 第14号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について

請願

- 第7-2号 中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第7号 行政情報の公開請求
- 第8号 令和7年度「選べる学校制度」実施状況について

議案第9号

教育委員会職員の分限休職について

上記議案を提出する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職を
発令するものです。

非公開

議案第10号

日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市学校教職員テレワーク実施要綱（令和6年7月18日 制定）を新たに制定したことを受け、日野市立学校職員服務規程の一部を改正するものです。

日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則

日野市立学校職員服務規程（平成元年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の2項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、職員が情報通信技術を活用して、自宅や出張先等、勤務校以外における勤務を実施する場合は、帰校することを要しないものとする。
- 5 前項の規定により帰校することを要しない場合の、第2項の所定の手続及び第3項の報告については、当該職員が次に勤務校に出勤をした際に行うものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市立学校職員服務規程の規定は、令和6年7月18日から適用する。

日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第8条の5 略 (出張)	第1条～第8条の5 略 (出張)
第9条 略	第9条 略
2、3 略	2、3 略
<u>4 前3項の規定にかかわらず、職員が情報通信技術を活用して、自宅や出張先等、勤務校以外における勤務を実施する場合は、帰校することを要しないものとする。</u>	― ― ―
<u>5 前項の規定により帰校することを要しない場合の、第2項の所定の手続及び第3項の報告については、当該職員が次に勤務校に出勤をした際に行うものとする。</u>	― ― ―
第10条 以下略	第10条 以下略

議案第11号

「日野市立学校の不登校総合対策」について

上記議案を提出する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市立学校における不登校に関する総合対策を策定するものです。

【概要版】日野市立学校の不登校総合対策

教 育 指 導 課
令和 7 年 5 月

全 体 の 方 向 性

(1) 策定の目的

日野市では、令和5年度に不登校児童・生徒数が、小学校で207人、中学校で305人となった。そのような中、市としての不登校対策の考え方や、取組の全体像を整理する必要性を踏まえ、

- ・日野市として大切にしていこう考え方や目標を関係者で共有すること
- ・講じている様々な施策の位置付けを整理・共有することを通じて、学校、関係機関等の具体的な取組に資すること

を目的に、日野市立学校の不登校総合対策を策定する。

(2) 不登校児童・生徒への支援目標

国や東京都の動向、第4次日野市学校基本構想及び日野市の不登校をめぐる状況を踏まえ、以下を目標として、不登校への対応を進めていく。

社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにする

この実現に向け、日野市教育委員会では、「学校が安心できる場所であること」「一人一人の状況に応じた多様な居場所や支援を通じて、子供を孤立させないこと」を目指して、不登校の児童・生徒への対応を推進する。

推進に当たっては、日野市教育委員会や学校だけでなく、子供に関わる行政各部門、地域、家庭、フリースクール関係者等が相互に理解や連携をしながら、子供たちの主体的な進路選択や社会的自立に向け、それぞれの役割を果たしながら取組を進めることを大切にしていこう。

<ポイント>

日野市の現状や国・都の状況とを踏まえ、日野市教育委員会が取り組む不登校対策について目標や方向性等を記載しました。

日 野 市 の 不 登 校 施 策

(1) 日野市の不登校施策の全体像

(2) 日野市立教育センター

① 居場所支援 わかば教室

わかば教室は、日野市立学校に在籍する不登校の児童・生徒だけでなく、日野市に在住している不登校の小学生・中学生の居場所として活用することができます。

② 相談支援 教育相談室

教育支援コーディネーター等が不登校の児童・生徒及び保護者の相談支援、学校・地域の居場所等との連携等の支援を行います。また、日野市立学校と連携を図り、不登校の児童・生徒の居場所支援を行います。

(3) 発達・教育支援センター「エール」

① 就学相談

② SSWによる家庭への支援・居場所事業

③ 心理相談、言語相談、医療相談等

(4) 中学校における支援（東京都教育委員会不登校施策）

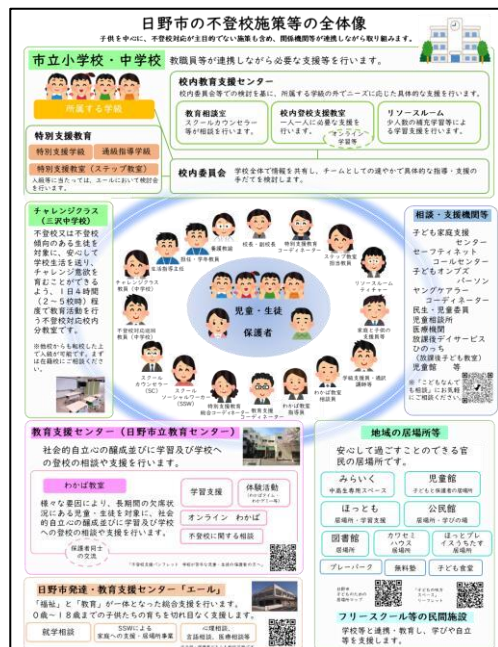
- ① チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）
- ② 不登校対応巡回教員

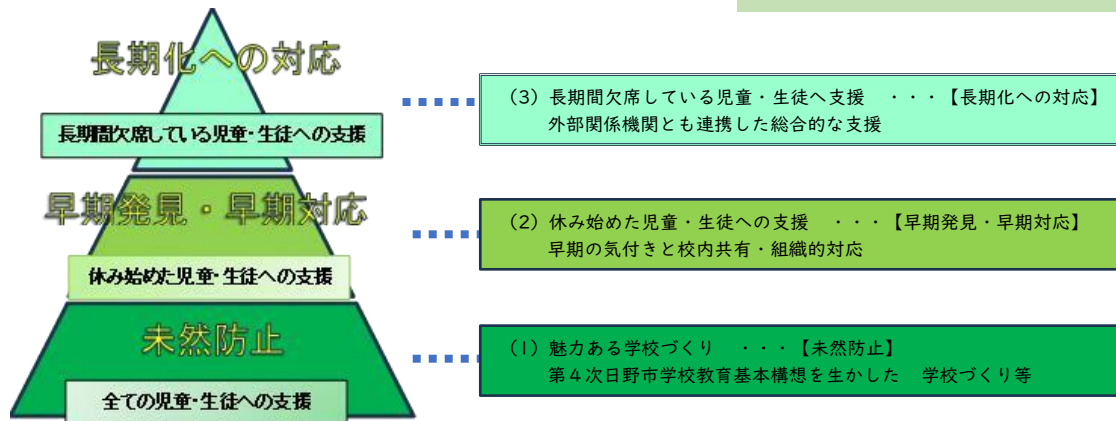
(5) 日野市の不登校児童・生徒の居場所等

- ① 子ども包括支援センター「みらいく」
 - ② 児童館（市内に10館）
 - ③ 子どもたちの居場所・学びあいの場「ほっとも」
- ※フリースクール等

<ポイント>

「社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにする」ことに向け、日野市の施設や施策等について具体的な取組をまとめました。





(1) 魅力ある学校づくり【未然防止】

- ① 安心・安全な「**学びの場**」「**居場所**」づくり
- ② 児童・生徒による「**きずな**」づくり

(2) 休み始めた児童・生徒への支援【**早期発見・早期対応**】

- ① 日頃の丁寧な観察（不登校のサインを見逃さない）
- ② 情報の共有と校内人材を生かした速やかな初期対応
（気づきから、組織的な対応へ）

※ **連続欠席3日の対応**

※ **連続欠席7日の対応**

- ③ **校内委員会**での検討、具体的対応の推進

※ 「**支援シート**」を活用した支援

(3) 児童・生徒に合わせた支援【長期化への対応】 (4) **校内教育支援センター**の整備

- ① ケース会議による具体的な対応の再検討
- ② 校内における支援
- ③ 家庭訪問の実施
- ④ 校外の関係機関等との連携
- ⑤ 家庭や保護者を支える
- ⑥ ICTを活用した支援

(5) 不登校児童・生徒の出席取扱 及び成績評価

<ポイント>

各学校が、児童・生徒個々の状況や支援ニーズについては的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策等を講じることができるよう取組について記載しました。

校内教育支援センターとは

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のことです。児童・生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートをしたりしています。日野市立学校内の「校内教育支援センター」には、スクールカウンセラー等の相談員が、不登校児童・生徒だけでなくその保護者と相談できる役割の「教育相談室」と不登校対応を行う「校内登校支援教室」があり、「リソースルーム」等と連携して、環境を整えます。

<ポイント>

校内教育支援センターの充実に向けて取組等を整理しました。

児童・生徒情報の共有（集約と情報の共有）

毎月、各学校が作成する「出席状況調査」には、「学校での様子と対応」「家庭での様子」「校内委員会による来月の対応方針」を記録する欄があります。気になる児童・生徒の情報はこちらを活用し、校内委員会で共有し、検討を経て、全校共有を進めます。児童・生徒個々の状況や支援ニーズについては的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討していきます。個々の状況に応じた実効的なチームの体制を構築し、支援に当たることが求められます。

<ポイント>

「出席状況調査」の有効な活用について記載しました。

「児童・生徒を支援するためのガイドブック

～不登校への適切な支援に向けて～の活用

東京都教育委員会（平成31年3月）

<ポイント>

不登校支援について展開例等が示されています。

BPSモデル（Bio-Psycho-Social Model）に基づき「身体・健康面」、「心理面」及び「社会・環境面」という3観点によるアセスメントと関係機関も含んだ総合的な支援の展開例が提示されています。

- ・「支援シート」の作成
 - ・ケース会議における多角的支援の視点
 - ・校内の支援体制の見直し、他機関・専門家と協働（ネットワーク構築）等
- 関連資料：「活用の手引き」「支援シート」「支援シートの使い方ガイド」



議案第12号

学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命及び第17条の規定に基づく委員の解任について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により任命及び解任を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

学校運営協議会委員の任命及び解任等

<<日野市立旭が丘小学校>>

任命・解任等の別	任命・退任の日	任期	氏名	住所	備考	任命・解任等の理由
解任	令和7年 4月30日	—	市川 節男		交通安全協会支部長 (地域住民)	本人申出のため
任命	令和7年 5月1日	自:令和7年5月1日 至:令和9年3月31日	小阪 尚雄		交通安全協会副支部長 (地域住民)	上記退任に伴う後任
解任	令和7年 5月9日	—	安永 雅幸		PTA会長 (保護者)	PTA会長交代に伴い、 本人より申出のため
任命	令和7年 5月10日	自:令和7年5月10日 至:令和9年3月31日	東 彩子		PTA会長 (保護者)	上記退任に伴う後任

<<日野市立日野第一中学校>>

任命・解任等の別	任命・退任の日	任期	氏名	住所	備考	任命・解任等の理由
任命の取消	— (令和7年 4月1日)	—	安西 功夫		自治会長 (地域住民)	自治会長交代に伴い、 本人より申出のため
任命	令和7年 4月1日	自:令和7年4月1日 至:令和9年3月31日	早川 隆敏		自治会長 (地域住民)	上記退任に伴う後任

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長か

ら意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。
(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

(1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。

(2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第13号

日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定について

上記議案を提出する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

税外収入を獲得するため、日野市立図書館日限票広告取扱要綱を制定するものです。

日野市立図書館日限票広告取扱要綱

令和7年5月21日制定

(目的)

第1条 この要綱は、日野市立図書館（以下「図書館」という。）が図書貸出時に返却日を明記した日限票に広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 日限票に掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 図書館の公共性及びその品性を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の広告として適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、日限票（縦14.8センチ×横5センチ）において、図書館が指定する位置とする。

2 広告を掲載する枠の数は、最大1枠までとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1カ月を単位とし、同一の広告につき最長12カ月までとする。

2 前項の掲載期間については、月の初日から当該月の末日までを1カ月として算定する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦9センチ以内
- (2) 横4センチ以内

2 日限票へ掲載する広告は、高齢者や障害者を含めた多くの人が利用できるように配慮しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教育長が当該広告の都合上特に必要があると認めたときは、別に指定する規格において広告を掲載することができる。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、広告1枠につき月額5千円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を6カ月以上連続して掲載する場合の掲載料は、次の各号に掲げる掲載月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 6カ月から11カ月まで 4,500円(月額)

(2) 12カ月 4,000円(月額)

(広告主の公募)

第7条 教育長は、市広報、市ホームページ及び図書館ホームページにおいて広告主を公募するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 日限票に広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、日野市立図書館日限票広告掲載申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を教育長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込みは、申込者1人につき、掲載を希望する期間中1回とする。

3 教育長は、第1項の申込書を受理したときは、掲載の可否を決定し、日野市立図書館日限票広告掲載決定通知書(第2号様式)又は日野市立図書館日限票広告非掲載決定通知書(第3号様式)により申込者に通知しなければならない。

4 広告掲載が適当と認める申込みが、第3条第2項に規定する掲載可能枠を超える場合は、次に定める順に掲載する広告を決定するものとする。

(1) 日野市内に事業所等を有する法人、私企業又は自営業に係る広告

(2) 掲載期間の長い広告

(3) 前2号に規定する以外の広告

5 前項の規定による順序の同じ広告が複数ある場合は、抽選により決定する。

(広告の版及び版代)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、教育長が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を作成するに当たっては、掲載する広告のデザインに関して必要な事項は、事前に図書館と協議しなければならない。

3 広告原稿の内容及び作成経費は、広告主の責任及び負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、第8条第3項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、教育長が指定する方法により、教育長が指定する期日までに広告掲載料を全額納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、図書館の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告主の届出義務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、日野市立図書館日限票広告申込内容変更届（第4号様式）により、速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) 広告主の掲載情報を変更するとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、申込書又はその添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の取消し)

第13条 教育長は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主の広告内容が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (2) 広告主の広告内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条の規定に反する状態に至っていると判断したとき。
- (3) 広告主の反社会的行為又は非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると判断したとき。
- (4) 広告掲載料を所定期日までに納入しなかったとき。
- (5) 当該広告を掲載することにより、図書館の公共性を害するおそれが生じたとき。
- (6) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認めたとき。

(損害賠償請求)

第14条 前条第2号及び第3号に該当する事由により図書館が被害を被った場合は、市長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。

年 月 日

(あて先) 日野市教育委員会教育長

(申請者)

日野市立図書館日限票広告掲載申込書

日限票広告の内容	☐ 添付の広告原稿のとおり ☐ 広告原稿未添付の場合はその内容 内容：
掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで
申込みに係る担当者等	担当部署名： 担当者氏名： 電話番号： FAX 番号： E-MAIL：
その他	申込みに当たっては、日野市立図書館日限票広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

第 号
年 月 日

様

日野市教育委員会教育長

印

日野市立図書館日限票広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、日野市立図書館日限票広告掲載取扱要綱の規定に基づき、下記のとおり掲載をすることに決定したので通知します。

記

1. 掲載期間 年 月から 年 月まで

2. 掲載料金 円

3. 掲載条件 ※掲載にあたっては、次の条件を遵守してください。

- (1) 広告原稿を 年 月 日までに提出すること。
- (2) 広告掲載料を日野市が発行する納付書により、納付書発行日から起算して30日以内に納入(全額納付)すること。
- (3) 掲載する広告に関する一切の責任は、広告主が負うこと。
- (4) 掲載に関する事項は、担当職員と調整すること。

第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

日野市教育委員会教育長

印

日野市立図書館日限票広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった日限票への広告の記載について、下記の理由により
掲載できないので通知します。

記

掲載できない理由

第4号様式(第12条関係)

年 月 日

(あて先) 日野市教育委員会教育長

(申請者)

日野市立図書館日限票広告申込内容変更届

日限票広告掲載取扱要綱第 12 条の規定により、次のとおり変更します。

☐ 広告掲載取下げ ☐ 広告の差替え ☐ その他 ()	
変更後の日限票広告の内容	☐ 添付の広告原稿のとおり ☐ 広告原稿未添付の場合はその内容 内容：
変更日	年 月 日から 年 月 日まで
申込みに係る担当者等	担当部署名： 担当者氏名： 電話番号： FAX 番号： E-MAIL：
その他	変更届に当たっては、日野市立図書館日限票広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。

議案第14号

第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市郷土資料館条例（昭和63年条例第20号）9条第1項の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長職務代理者専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市郷土資料館協議会委員

《日野市郷土資料館協議会委員 解任者》

氏 名	住所	解任理由	期
斉藤 境栄		人事異動等のため	2
川島 清美		人事異動等のため	2

解任日：令和7年3月31日

《日野市郷土資料館協議会委員 任命者》

氏 名	住所	備考	期
菅野 竜也		東光寺小学校校長	新
伴 光明		日野第三中学校校長	新

任期 自 令和7年4月1日

至 令和8年3月3日

《日野市郷土資料館条例》

（委員の任命及び定数）

第9条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2) 公募による市民 2人以内

（委員の任期）

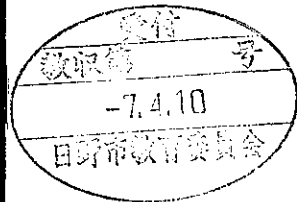
第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

請願審査

請 願 番 号	請願第7－2号
受 付 年月日	令和7年4月10日
件 名	中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、”国を愛する心情”や”君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願
請願者 住 所 氏 名	

中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願



1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

文部科学省が「全小中高校等の教育課程編成に、大綱的基準として法的拘束力がある」と主張する学習指導要領(以下、指導要領)の改訂に向け、阿部俊子文科相が2024年12月25日、中央教育審議会総会に諮問した。

この事案について、『週刊新社会』2025年3月12日号4面掲載記事の、

——文科省が学習指導要領改訂を諮問～戦争できる国へ教育でも邁(まい)進か——

と題する、教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事は、指導要領のうち保守政治イデオロギーの濃い一部偏向箇所を、次の通り説明している。

↓

諮問文は検討事項として、「質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい指導要領の在り方」「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」等、ソフトな文言を並べる。そして『正解主義』『同調圧力』への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、社会の分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する」「子供一人一人の可能性が輝く柔軟な教育課程編成を促進する」とも主張。☆しかし、これまでほぼ10年おきに改訂してきた指導要領は、“国を愛する態度・心情”や、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する下りでは、児童生徒ではなく国家権力が“主人公”であるような記述が一層、増えている(上記・点線の下線部は、美辞麗句だということ)。

元・現文部官僚の高橋道和(みちやす)氏(63歳)と食田(ごうだ)哲雄氏(55歳)が、自民党・衛藤晟一(えとうせいいち)参院議員(77歳)と08年2月15日の指導要領改訂案公表当日に早々と面会する等、ズブズブの癒着ぶりを示した(膨大な指導要領を半日で読めるはずがなく、文部官僚は特定の

保守系政治家に事前にリークする、特別扱いをしていたのではいか、と批判する人は少なくない)。

故・安倍晋三氏ブレンだった八木秀次(ひでつぐ)麗澤大教授(63歳)ら、日本会議系活動家等による文科省宛“同一内容(同一筆跡・同一の誤字、同一の改行ミスも多発)の偏向パブコメ集中送付作戦”の“数の力”も相まって、08年3月28日の官報告示時には、小学校音楽の指導要領の各曲のうち“君が代”だけは改訂案になかった「歌えるよう」の5文字を加筆してしまう、というデニヲハに留まらない、根幹に関わる大改悪をしでかした。

文科省は「発達段階に応じて指導→いずれの学年においても指導→いずれの学年においても歌えるよう指導」と、改訂のたびに全体主義化させたのだ。

前記『週刊新社会』の記事【PDFは既に貴教委にメール済み。誰でも無料で見られる団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2024/03/13も、ワンクリックで見られる次のURLで転載→https://blog.goo.ne.jp/people_03/e/7f37c3e812fee29b994086b40a568938】と、以下「2」の請願事項との両方を、

〔1〕5月14日(水)の定例会で、堀川拓郎さんの後任の教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂いた上で、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのように、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に周知等して頂きたい((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい)。更に、〔3〕『週刊新社会』の記事と以下の請願事項に沿った意見書を文科省(大臣と初等中等教育局長)と都教委の両方に出して頂きたい。

※ 補足 →高橋道和氏は17年7月、文科省初等中等教育局長に“出世”したが、18年9月、同省を巡る一連の贈収賄事件に絡み、「スポーツ庁次長当時に業者側から高額接待を受けた」として減給10分の1の懲戒処分を受け、辞職した。／しかし19年1月4日、“2020年東京五輪・パラリンピック大会組織委員会”入り。16日付で同“大会組織委員会”が新設した役員室長(森喜朗会長ら役員秘書、事務総長や副事務総長等と同じ特別職)に就任した。／同“大会”終了後、22年に放送大理事長に再度“天下り”した。

2 具体的請願・分析事項

2-1 「1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等」の「☆印」以降に記述した、小学校音楽の指導要領の“君が代”記述の政治塗(まみ)れの、真綿で首を絞めるような強制的異常さ。換言すれば、音楽の指導要領の“君が代”記述は、学問的な根拠や必要性ではなく、文部官僚と保守系政治家の国家主義思想や主義主張により、強制度を過激化させている事実。

2-2 「2-1」について、教育長・教育委員が意見を述べたり教職員に周知して頂いたりする際は、本会が2024年8月15日提出した、
——卒業式等の“君が代”不起立で東京都教育委員会から懲戒処分を受けた都立学校の現・元教職員15人の不当処分取消し第5次訴訟で、東京地裁(野口宣大(のぶひろ)裁判長)が7月4日、103大法院(約100人の傍聴席は満席)において、「行政法が専門の岡田正則(まさのり)早稲田大学大学院教授に対する証人尋問」と、「原告の現・元教職員3人への本人尋問」——
において、岡田教授が、
——国連のILO(国際労働機関)とUNESCO(国際教育科学文化機関)の合同委員会(CEART(セアート))は、19年3月と22年6月の2度、日本政府に「愛国的な式典(“君が代”起立強制の都教委流卒業式等)に関する“規則”に関し、教員団体と対話する機会を設ける。式典に関する教員の“義務”は、国歌斉唱に参加したくない人にも対応できるものに」等の是正勧告を行った。また、国連自由権規約委員会は22年11月4日、「都教委による教職員や児童生徒等への“君が代”起立・斉唱強制に、懸念(serious concern)を表明」する第7回日本審査総括所見を公表した。／これら一連の国連の勧告等は、日本政府も都教委も尊重し対応しなければならない。——
と証言なさった事実も(月刊『マスコミ市民』24年8月号が要約して報じている記事のPDFは既に貴教委にメール済み)。

2-3 文科省作成の音楽の『指導要領解説』(以下『解説』)は、“君が代”の“指導”について「(略)天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることを理解できるようにする必要がある」と主張。

“天皇”の政治的意味や昭和天皇の戦争責任等、事実が十分分らない小1(6歳児)にまで、「歌えるよう指導」せよとは、人権無視だ、という事実。また、教育芸術社・教育出版の2社の小学校全学年の音楽教科書が、巻末に載せている“君が代”について、『解説』の言いなりになって、“平和を願う歌”とウソの説明をしているのは誤っている、という事実も。

2-4 小6社会指導要領も、「天皇への敬愛の念を深める」ことまで強制している。これら社会・音楽の指導要領は、「国家権力による個々人の思想・良心・信教の自由への介入を禁じる憲法第19条・20条」に違反する、という事実。

2-5 指導要領による“国を愛する心情・態度”の教化(indoctrination)は、それまでの社会・道徳に加え、第1次安倍晋三政権の06年教育基本法改悪後、08年改訂で総則(全教科・科目に影響あり)に、更に17年改訂では前文(法律っぽく見せかける意図で新設)にまで拡大。また、第2次安

倍晋三政権の道徳教科化で15年に先行改訂した道徳指導要領では、“愛国心”教化をそれまでの「小3以上」から「小1から」に前倒しした。

これらはロシアのプーチン容疑者(72歳)と同じ、国家権力(文部官僚)による国家主義の強制であり、民主主義国においてはあってはならないという事実。

2-6 「2-5」については、憲法第11条が「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と定め、第13条も「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定。→「個人あつての国家」であり、育鵬社“教科書”の主張するような「国家あつての個人」ではない。

2-7 “愛国心”と表裏一体の軍事(いわゆる防衛)問題はどうか？

小学校社会科指導要領は、6年で憲法の三大原則を学ぶが、第9条・戦争放棄の意義は深入りしない教科書が多い。反面、17年改訂後の『解説』は、「平和主義については、自衛隊が我が国の平和と安全を守っていることに触れるようにする」と明記。世論調査等で人々の間に集団的自衛権での武力行使には違憲論や反対意見が多い事実を無視している。

17年改訂では更に、9条を学んでいない4年生の時点で自然災害への対応名目に、「自衛隊は役立つ」と教え込むよう改悪。その『解説』は、4年生から軍事面を含め「自衛隊は役立つ」と教化する主張までしている。

08年改訂までの指導要領に比し2学年も前倒しし、自衛隊を肯定的に教え込む手口は、自民や維新の固執する憲法9条改悪の国民投票が政治日程に上った時、将来の有権者に賛成票を投じさせる意図があるのではないか。以上の事実。

2-8 「2-1」～「2-7」の事実につき、「1」の〔1〕～〔3〕を実行頂く際は、次の点に留意頂きたい。

「2-1」～「2-7」の指導要領の一部偏向記述による(政府や教委の“防衛”と称する軍事政策や“愛国心・君が代”強制政策が正しいかのような)偏向教育や、その悪弊として「リベラル派の国政選挙候補者への若者の投票率を下げてしまっている選挙区が少なくない」という冷厳な結果は、教育基本法第16条の禁じる「教育への不当な支配」に抵触するとともに、ポイテルスバツハ・コンセンサスにも違反する、と指摘する人が多い。

報告事項第7号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	3月10日	3月18日	学校保健統計調査「定期健康診断疾病異常調査票」(令和元年度から令和6年度のもの)	全部公開

報告事項第8号

令和7年度「選べる学校制度」実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年5月20日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

令和7年度 「選べる学校制度」 増減内訳表

R07. 4. 22 日野市教育委員会学務課 作成

【小学校】

			日野第一小	豊田小	日野第三小	日野第四小	日野第五小	日野第六小	潤徳小	平山小	日野第八小	滝合小	日野第七小	南平小	旭が丘小	東光寺小	仲田小	夢が丘小	七生緑小	増加計	減少計	入学者数
		学区内人数	84	151	69	78	162	70	92	94	94	92	95	77	54	67	60	42	55			
			増 加																			4月7日
1	日野第一小	84				1							2			7	3			13	26	71
2	豊田小	151	1				12					1		3						17	14	154
3	日野第三小	69											3			1				4	13	60
4	日野第四小	78	7																	7	8	77
5	日野第五小	162		2	7								7							16	21	157
6	日野第六小	70			2		9					1	1		4					17	1	86
7	潤徳小	92	8	2		4					5			6				9	4	38	11	119
8	平山小	94		1								8		2						11	9	96
9	日野第八小	94							10										10	20	5	109
10	滝合小	92								2										2	10	84
11	日野第七小	95	6	9	1															16	13	98
12	南平小	77							1	6										7	12	72
13	旭が丘小	54						1												1	4	51
14	東光寺小	67			3									1						4	17	54
15	仲田小	60	4			3										9				16	3	73
16	夢が丘小	42								1										1	9	34
17	七生緑小	55																		0	14	41
減少計			26	14	13	8	21	1	11	9	5	10	13	12	4	17	3	9	14		190	
増加計			13	17	4	7	16	17	38	11	20	2	16	7	1	4	16	1	0	190		
±増減数			-13	3	-9	-1	-5	16	27	2	15	-8	3	-5	-3	-13	13	-8	-14	-	-	
入学者数			71	154	60	77	157	86	119	96	109	84	98	72	51	54	73	34	41			1,436

【中学校】

			日野第一中	日野第二中	七生中	日野第三中	日野第四中	三沢中	大坂上中	平山中	増加計	減少計	入学者数
		学区内人数	223	186	145	66	200	218	190	99			
			増 加										4月7日
1	日野第一中	223						3	18		21	24	220
2	日野第二中	186			2		14		9	1	26	34	178
3	七生中	145	5	21				2	1	3	32	27	150
4	日野第三中	66	3					21			24	9	81
5	日野第四中	200		2						1	3	39	164
6	三沢中	218	13		4	9					26	26	218
7	大坂上中	190	3	7	1		3				14	28	176
8	平山中	99		4	20		22				46	5	140
減少計			24	34	27	9	39	26	28	5		192	
増加計			21	26	32	24	3	26	14	46	192		
±増減数			-3	-8	5	15	-36	0	-14	41	-	-	
入学者数			220	178	150	81	164	218	176	140			1,327